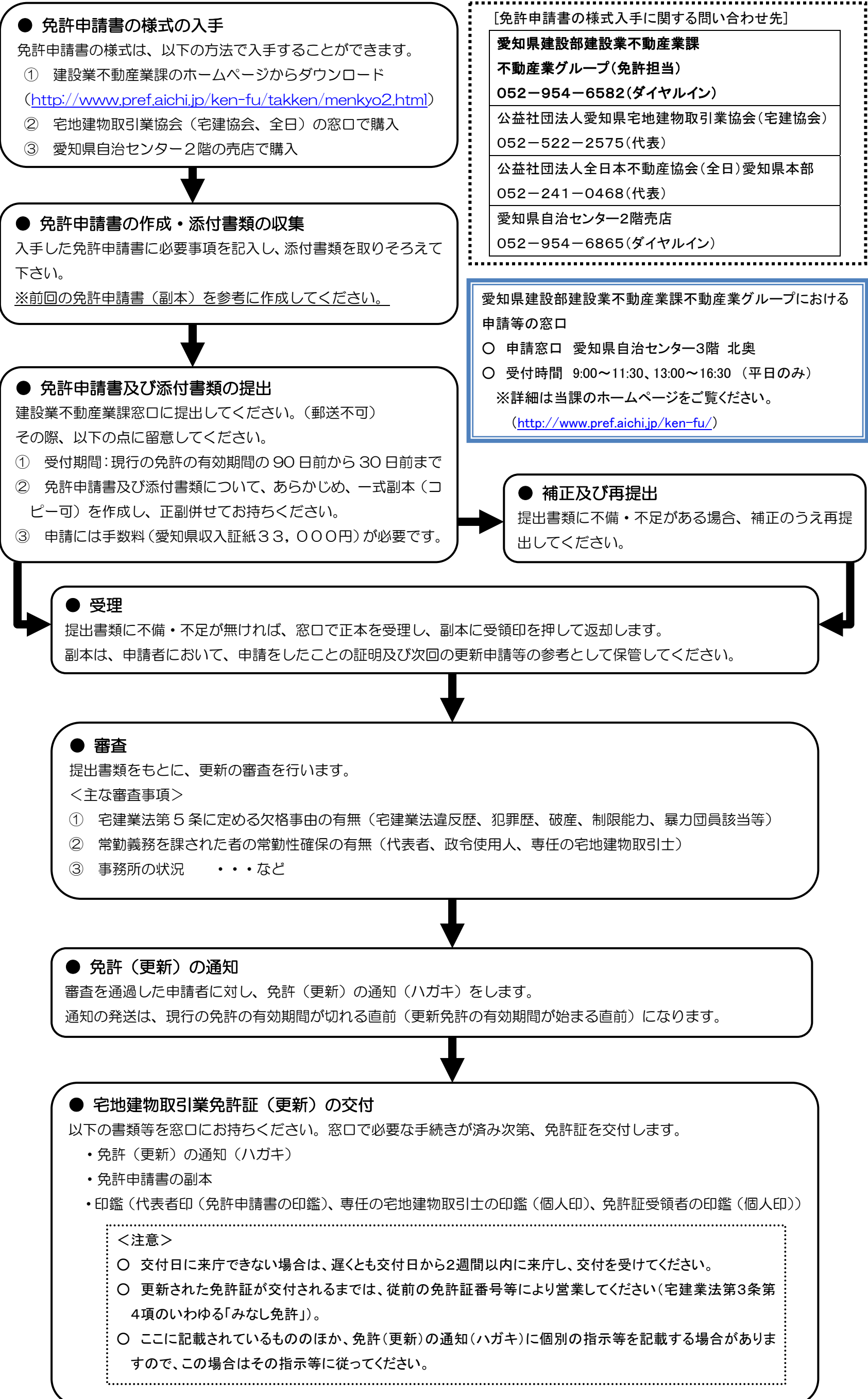


● 宅地建物取引業免許（更新）申請から免許証交付までの概要と流れ（愛知県知事免許の場合）



● 免許申請書の様式の入手
 免許申請書の様式は、以下の方法で入手することができます。
 ① 建設業不動産課のホームページからダウンロード
 (<http://www.pref.aichi.jp/ken-fu/takken/menkyo2.html>)
 ② 宅地建物取引業協会（宅建協会、全日）の窓口で購入
 ③ 愛知県自治センター2階の売店で購入

[免許申請書の様式入手に関する問い合わせ先]
**愛知県建設部建設業不動産課
 不動産グループ(免許担当)**
052-954-6582(ダイヤルイン)
 公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会(宅建協会)
 052-522-2575(代表)
 公益社団法人全日本不動産協会(全日)愛知県本部
 052-241-0468(代表)
 愛知県自治センター2階売店
 052-954-6865(ダイヤルイン)

● 免許申請書の作成・添付書類の収集
 入手した免許申請書に必要事項を記入し、添付書類を取りそろえて下さい。
 ※前回の免許申請書（副本）を参考に作成してください。

愛知県建設部建設業不動産課不動産グループにおける申請等の窓口
 ○ 申請窓口 愛知県自治センター3階 北奥
 ○ 受付時間 9:00～11:30、13:00～16:30（平日のみ）
 ※詳細は当課のホームページをご覧ください。
 (<http://www.pref.aichi.jp/ken-fu/>)

● 免許申請書及び添付書類の提出
 建設業不動産課窓口へ提出してください。（郵送不可）
 その際、以下の点に留意してください。
 ① 受付期間：現行の免許の有効期間の90日前から30日前まで
 ② 免許申請書及び添付書類について、あらかじめ、一式副本（コピー可）を作成し、正副併せてお持ちください。
 ③ 申請には手数料（愛知県収入証紙33,000円）が必要です。

● 補正及び再提出
 提出書類に不備・不足がある場合、補正のうえ再提出してください。

● 受理
 提出書類に不備・不足が無ければ、窓口で正本を受理し、副本に受領印を押して返却します。
 副本は、申請者において、申請をしたことの証明及び次回の更新申請等の参考として保管してください。

● 審査
 提出書類をもとに、更新の審査を行います。
 <主な審査事項>
 ① 宅建業法第5条に定める欠格事由の有無（宅建業法違反歴、犯罪歴、破産、制限能力、暴力団員該当等）
 ② 常勤義務を課された者の常勤性確保の有無（代表者、政令使用人、専任の宅地建物取引士）
 ③ 事務所の状況・・・など

● 免許（更新）の通知
 審査を通過した申請者に対し、免許（更新）の通知（ハガキ）をします。
 通知の発送は、現行の免許の有効期間が切れる直前（更新免許の有効期間が始まる直前）になります。

● 宅地建物取引業免許証（更新）の交付
 以下の書類等を窓口にお持ちください。窓口で必要な手続きが済み次第、免許証を交付します。
 ・免許（更新）の通知（ハガキ）
 ・免許申請書の副本
 ・印鑑（代表者印（免許申請書の印鑑）、専任の宅地建物取引士の印鑑（個人印）、免許証受領者の印鑑（個人印））

<注意>
 ○ 交付日に来庁できない場合は、遅くとも交付日から2週間以内に来庁し、交付を受けてください。
 ○ 更新された免許証が交付されるまでは、従前の免許証番号等により営業してください（宅建業法第3条第4項のいわゆる「みなし免許」）。
 ○ ここに記載されているもののほか、免許（更新）の通知（ハガキ）に個別の指示等を記載する場合がありますので、この場合はその指示等に従ってください。